

福岡県公報

平成二十年十二月二十六日
第二千九百一号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

一 病院 戸畑区の項中

医療法人共愛会戸畑共立病院

〃 〃 明治町一番二五号

を

医療法人共愛会戸畑共立病院

〃 〃 沢見二丁目五番一号

に

改め、

一 病院 遠賀郡の項中

遠賀中間医師会病院

〃 〃 大字手野一四五

を

遠賀中間医師会おかがき病院

〃 〃 大字手野一四五

に

改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）